

3 産業廃棄物処理施設の概要

既許可区域の最終処分場は、平成 19 年から埋立を開始し、平成 25 年 3 月 7 日に廃棄物の埋立を終了し、現在は、跡地利用として太陽光発電施設（通称：DINS メガソーラー）を設置している。（平成 26 年 3 月 3 日から売電開始）

今回の変更については、以下に示すとおりである。

- ・既許可区域の西側に隣接する敷地を利用し、最終処分場を拡張するものである。
- ・増設区域に新たに浸出水調整槽を設置し、その浸出水は基本的に隣接する平井 5 工区管理型最終処分場の既設の浸出水処理施設で処理する。また、最大時においては、平井 8 工区管理型最終処分場の既設の浸出水処理施設を併用して処理する。
- ・増設区域で取り扱う産業廃棄物の種類は、既許可区域の 11 品目に新たに 2 品目を追加し、13 品目とする。

なお、以下に示す概要是、今回の変更の内容を含め、施設の概要を記載している。

3.1 産業廃棄物処理施設の種類

施設の種類：管理型産業廃棄物最終処分場（変更なし）
(土壤汚染対策法に基づく「汚染土壤処理施設（埋立処理施設）」を兼ねる。)

3.2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類等

最終処分場において処理する産業廃棄物の種類^{注1)}は、表 3-1 に示すとおりであり、増設区域においては、既許可区域の 11 品目に新たに 2 品目（燃え殻、ばいじん）を追加する。

また、これらの産業廃棄物に加えて、汚染土壤についても従前通り本施設で処理を行う^{注2)}。

注 1) 石綿含有産業廃棄物を含む。

注 2) 土壤汚染対策法施行令第 1 条各号に掲げる全ての特定有害物質を処理対象とし、第 2 溶出量基準以下の土壤とする。

表 3-1 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類 ^{注1)}	増設区域	既許可区域
廃プラスチック類	○	○
紙くず	○	○
木くず	○	○
繊維くず	○	○
ゴムくず	○	○
金属くず	○	○
ガラスくず	○	○
がれき類	○	○
汚泥（無機性汚泥に限る。）	○	○
鉱さい	○	○
令 13 号廃棄物 ^{注2)} （コンクリート固型化物に限る。）	○	○
燃え殻	○	—
ばいじん	○	—

注 1) 石綿含有産業廃棄物を含む。

注 2) 令 13 号廃棄物とは、産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固型化物等）であつて、処理前の産業廃棄物に該当しないものをいう。

注 3) 表中の○は、処理する産業廃棄物の種類を示す。

なお、既許可区域の最終処分場については、設置時点(平成 19 年 10 月 5 日[処分業許可取得])では 8 品目（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類）であったが、平成 21 年 1 月 8 日[処分業許可取得]に 3 品目（汚泥（無機性汚泥に限る。）、鉱さい、令 13 号廃棄物（コンクリート固型化物に限る。））を追加している。

3.3 産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場は埋立面積及び埋立容量）

今回の変更は、既許可区域の西側に隣接する敷地と既許可区域の西側の敷地を利用し、最終処分場を拡張するものであり、増設区域と既許可区域の埋立面積及び埋立容量は、表 3-2 に示すとおりである。

また、増設区域の造成計画平面図は図 3-1(1)～(2)に、埋立計画平面図は図 3-1(3)～(4)に、埋立縦横断面図は図 3-1(5)示すとおりである。

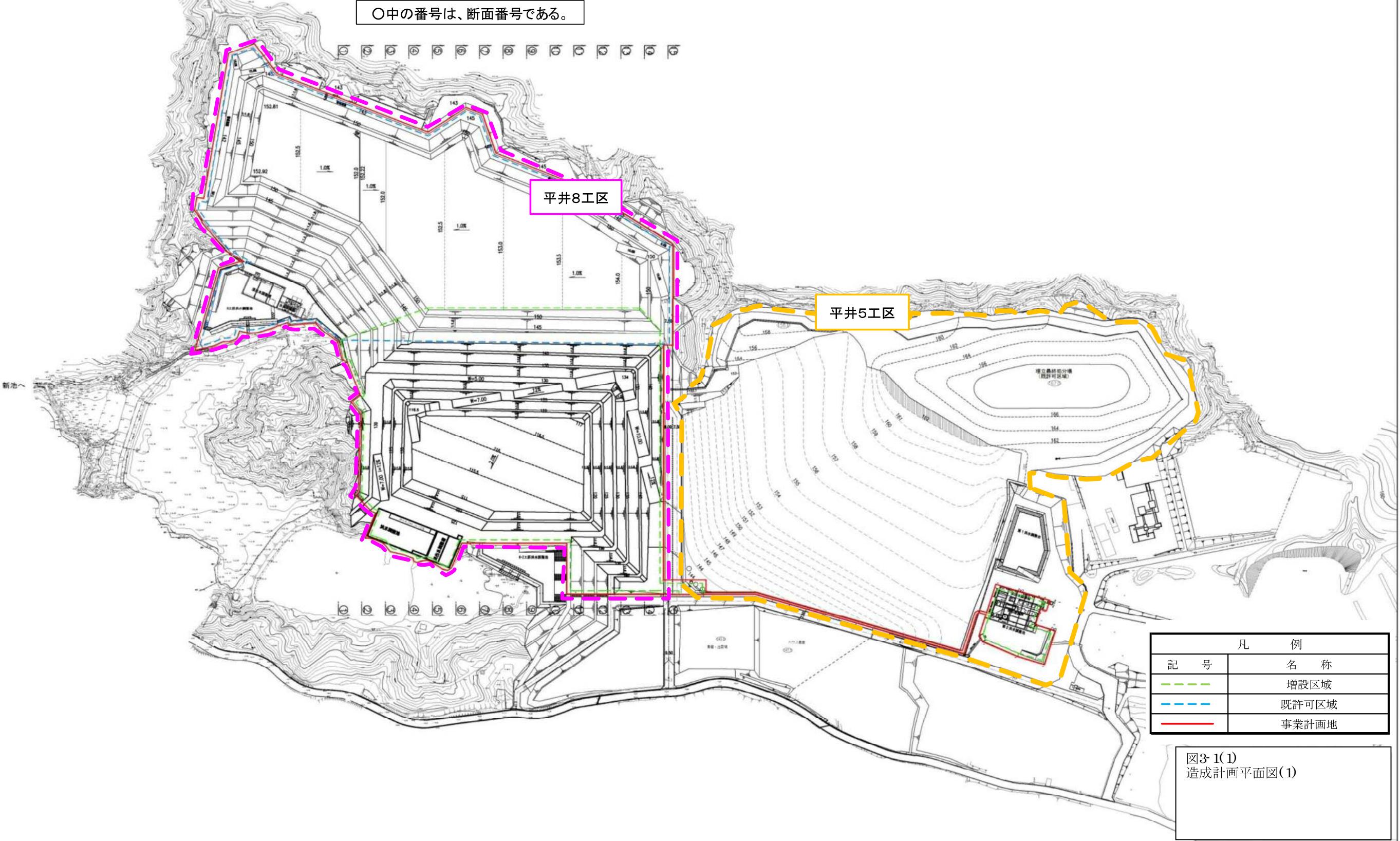
表 3-2 最終処分場の敷地面積、埋立面積及び埋立容量

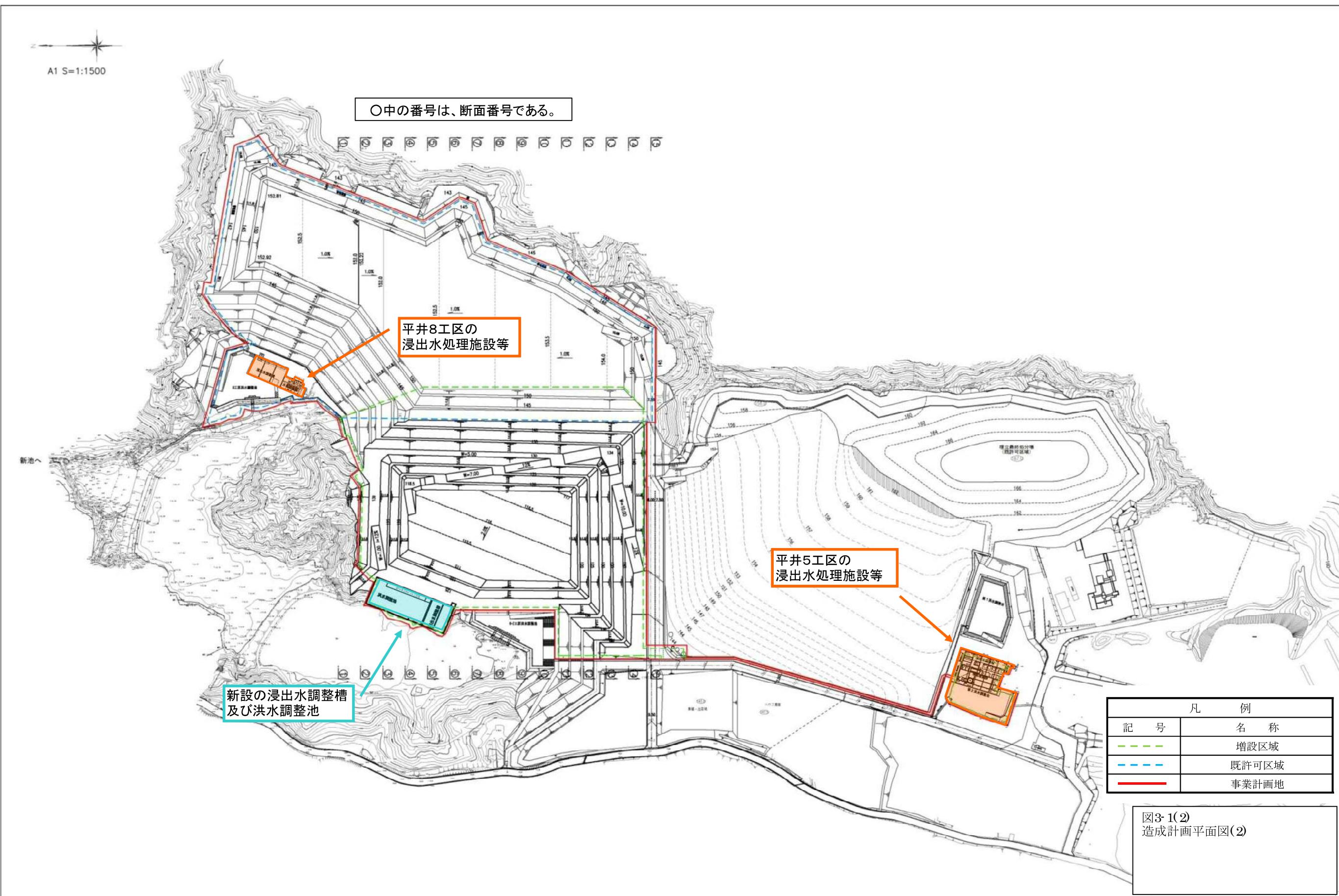
項目	①増設区域	②既許可区域	事業計画地
埋立面積(m ²)	61,543*	71,339*	125,578 (7,304)
埋立容量(m ³)	832,228	1,175,319	2,007,547

注) 1. 埋立面積（表中の※）については、増設区域と既許可区域が一部重複している。

2. 埋立面積の事業計画地（）内は、増設区域と既許可区域の重複面積で事業計画地の外数を示す。

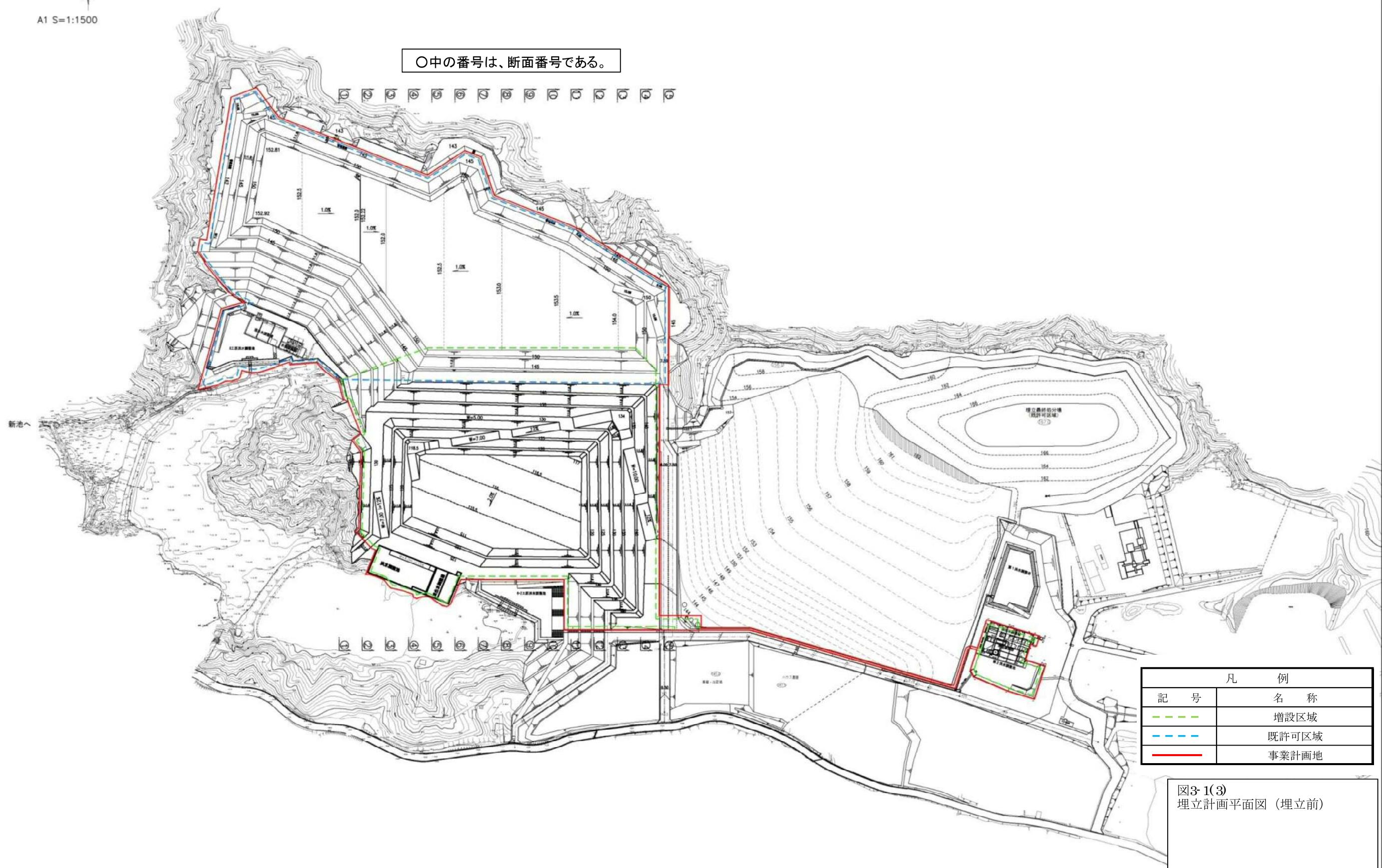
A1 S=1:1500

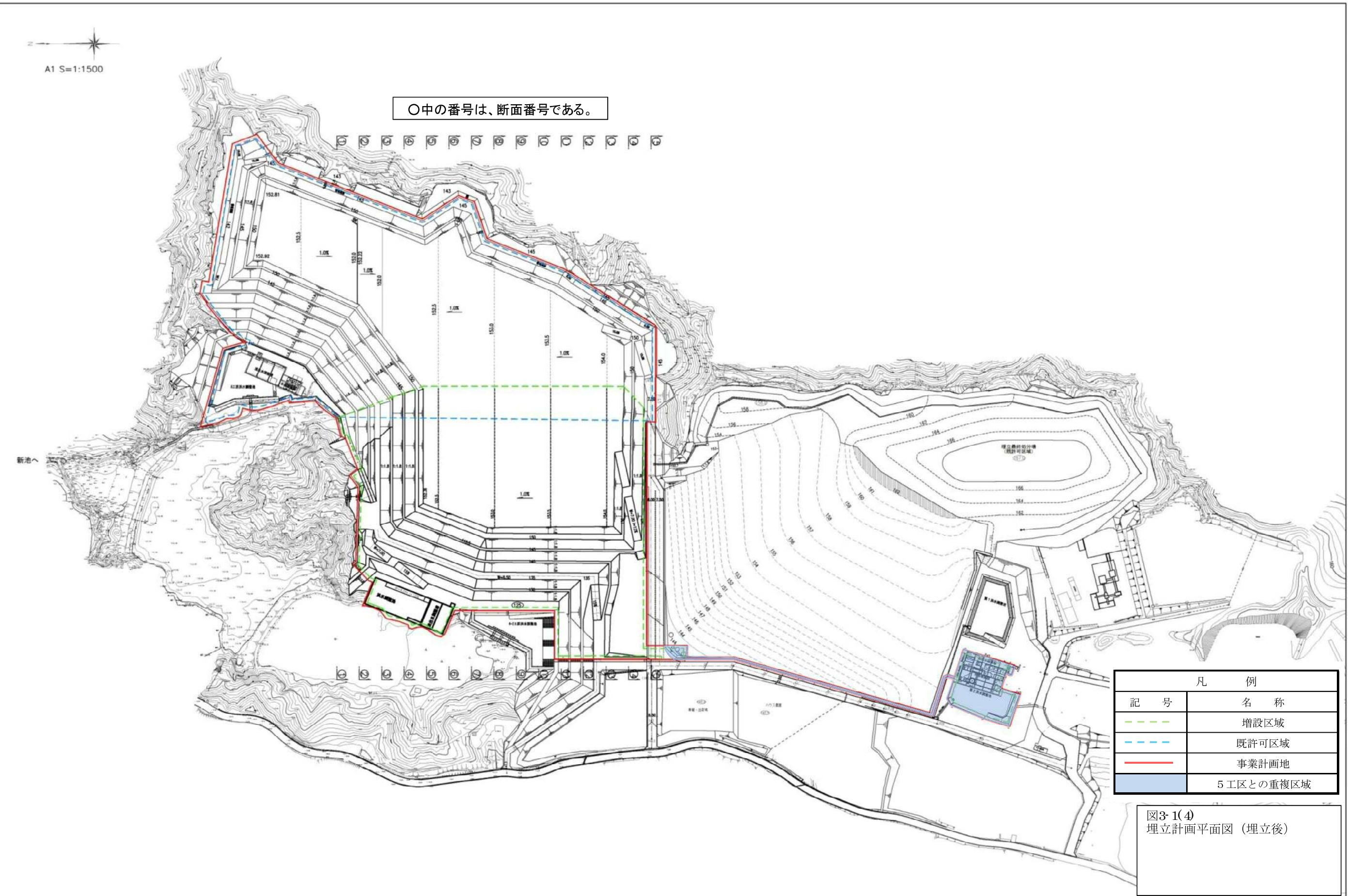


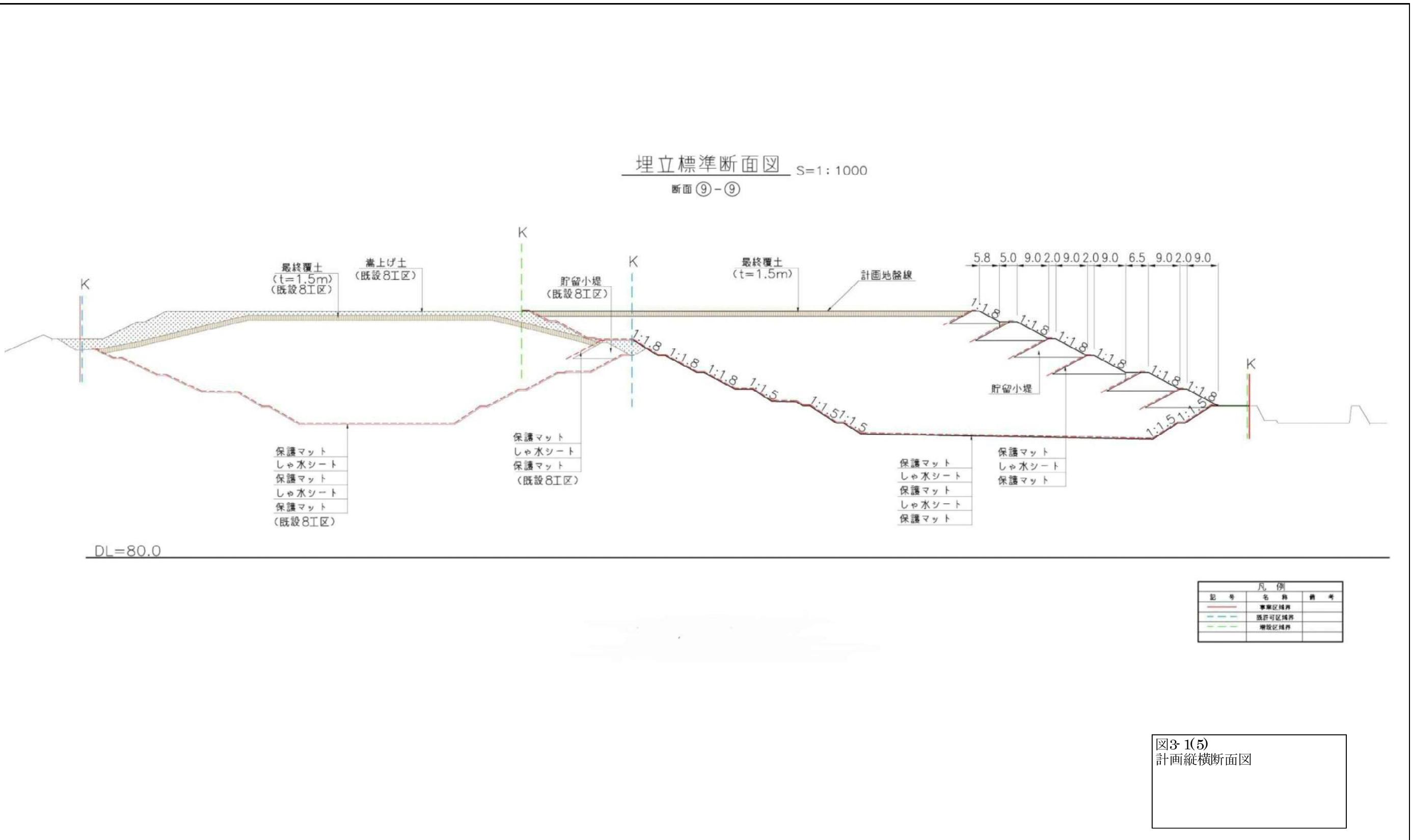


A1 S=1:1500

○中の番号は、断面番号である。







3.4 産業廃棄物処理施設の稼働等の計画

3.4.1 主たる事業の内容等

「資源循環型社会」を構築するためには、リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）を優先とすることが重要となるが、現実に発生する廃棄物についてはリサイクル（再利用）を推進しなければならない。

当社は廃棄物からの資源回収を徹底推進するため、分別収集に取り組み、かつ中間処理施設（リサイクル施設）の充実を図ってきた。ただし、リサイクルのために無駄なエネルギーを消費し、かえって環境に負荷を与えてはリサイクルの意義が問われることとなる。

よって、本最終処分場は、可能な限りリサイクルを行った結果、これ以上分別出来ない混合廃棄物（廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、がれき類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず）を主に受け入れ、その他に燃え殻、汚泥（無機性汚泥に限る。）、鉱さい、ばいじん、令13号廃棄物（コンクリート固化物に限る。）を受け入れるものとする。（以上の産業廃棄物13品目については、石綿含有産業廃棄物を含む。）

また、汚染土壌の処理に関しては、掘削除去による処理が多く実施されているとともに、汚染土壌の不適正な処理が顕在化している。これらの不適正な処理を防止し、環境リスクを低減するためには、汚染土壌を適正に処理できる施設が必要である。

本計画は、既許可区域の西側に隣接する敷地と既許可区域内の西側の敷地を利用し、最終処分場の拡張（埋立面積と埋立容量等の変更）を行うものである。

埋立期間中の環境への影響を配慮するだけに留まらず、跡地利用も見据えており、本最終処分場の近隣で既に地域貢献に寄与していると自負している自社最終処分場跡地と合わせ、更なる地域貢献が可能となり、ひいては最終処分場のイメージアップにさらに寄与できるものと考えている。

以上のことから、当社が設置を目指す最終処分場は、

- 1) 保 管 処 理 機 能：最終処分場の新規開設が稀で残余容量が逼迫している中、埋立容量を確保する。
- 2) 環 境 保 全 機 能：構造基準に適合した施設として、遮水工による地下水汚染防止、排水基準よりかなり厳しい管理基準以下に処理する水処理施設による水質汚濁防止等の機能を有する。

3) 地域還元機能：本施設で従事する人材確保は地域雇用に繋がり、埋立終了後は、当社が立案する平井ラーバン構想-21※のうち、「スポーツエリア」として地域開放型のスポーツ施設を設置することで、地域還元施設としての機能を発揮する。

※平井ラーバン構想-21とは、地域をはじめ和泉市全体の活力を高め、農芸・スポーツ・環境が共生する魅力あふれる空間を創造する構想である。

という、3つの機能を備えた管理型最終処分場とする。

3.4.2 産業廃棄物処理施設の概要

(1) 主要な設備・機器の概要

最終処分場を構成する施設は図3-2(1)に示すとおりである。

なお、最終処分場（増設区域）の増設により、増設区域に新たに浸出水調整槽を設置し、その浸出水は基本的に隣接する平井5工区管理型最終処分場の既設の浸出水処理施設で処理する。また、最大時においては、平井8工区管理型最終処分場の既設の浸出水処理施設を併用して処理する。

今回、浸出水処理施設の処理能力及び浸出水調整槽容量の設計にあたっては、平井8工区増設区域の埋立処分を開始する時点では、平井5工区の埋立処分が終了していることや、浸出水処理設備の稼働率や経済性などを勘案して再計算を行っている。その結果は図3-2(2)に示すとおりである。

ただし、近年各地でゲリラ豪雨などの集中豪雨が多数発生していること、本事業計画においても過去に例のない集中豪雨が起こらないとはいえないこと、これらのことから不測の事態においては、浸出水処理施設の処理能力及び浸出水調整槽容量に余裕を持った設計としているものの、やむを得ず浸出水を処分場内に内部貯留する場合がある。

また、既許可区域の断面等の変更はない

これらの施設の各図面は、別冊図面集に示すとおりである。

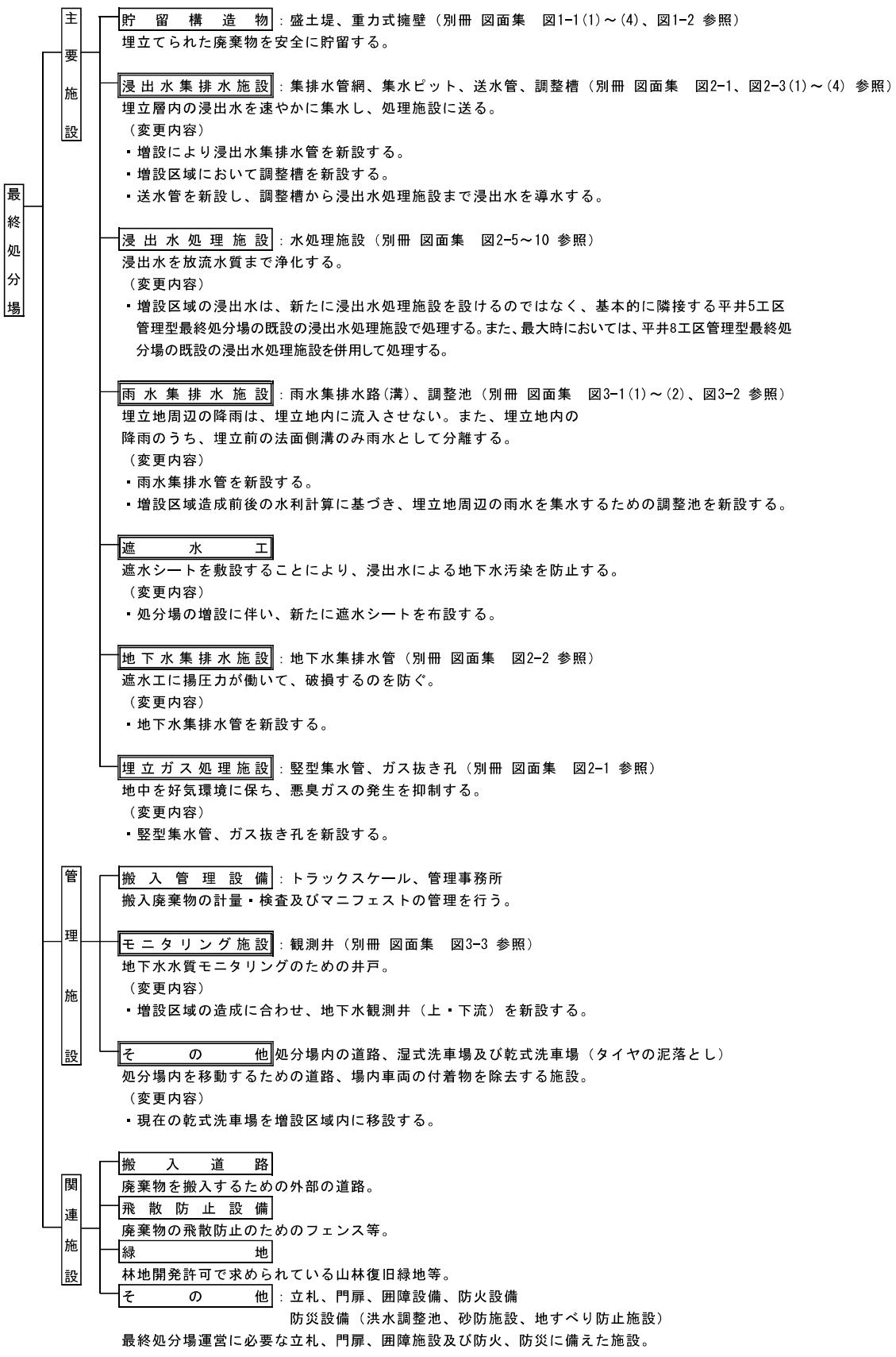
(2) 業種

業種：産業廃棄物埋立処分業、汚染土壤処理業（埋立処理）

(3) 作業工程

最終処分場の増設に係る建設工事から埋立終了までの施工工程表は表3-3に示すとおりである。

また、埋立期間中は、3台の重機（ブルドーザ1台、油圧ショベル2台）により、敷き均しと転圧を行い覆土して、日々の作業を終了する。



□ : 2重線で囲った施設及び設備については、今回の計画により変更となるものである。

図 3-2(1) 最終処分場の施設構成

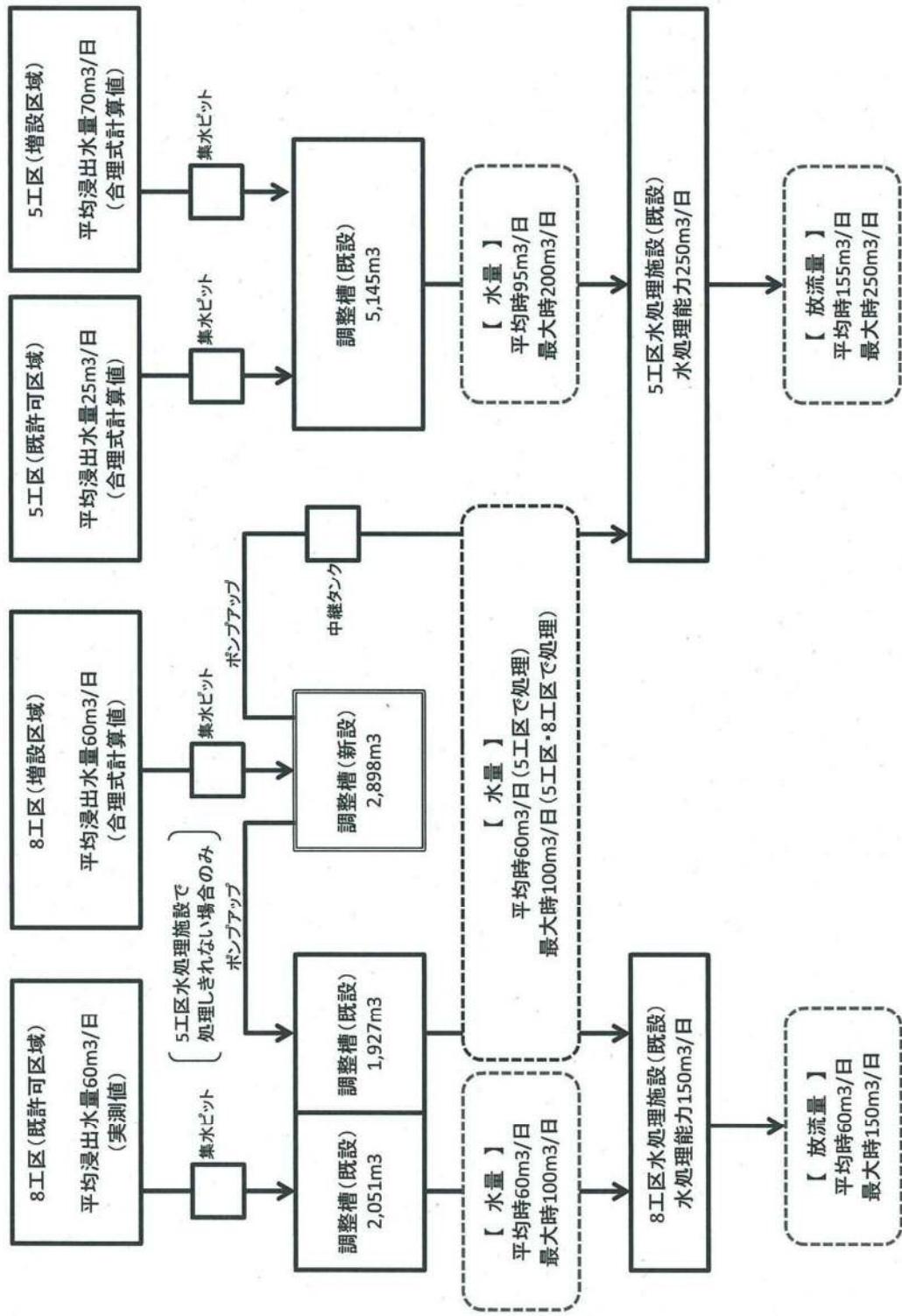


図 3-2(2) 浸出水処理のイメージ図

表 3-3 施工工程表

	工種	期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
1	準備工事	20日												
2	伐採工事	10日												
3	土工事	6.5ヶ月												
4	法面工事	6.0ヶ月												
5	調整池築造工事	1.5ヶ月												
6	浸出水調整槽築造工事	2.0ヶ月												
7	送水管敷設工事	1.0ヶ月												
8	遮水工事	6.0ヶ月												
9	地下水集排水管敷設工事	1.0ヶ月												
10	浸出水集排水管敷設工事	1.0ヶ月												
11	植栽工事	段階施工												
12	産業廃棄物及び汚染土壤搬入・埋立													

3.4.3 処理する廃棄物等の具体的な名称（組成）とその量、性状

処理する廃棄物等（以下、「産業廃棄物及び汚染土壌」をいう。）の種類（土砂含む）とその量、性状については、表3-4(1)に示すとおりであり、建設廃材の中間処理後の残渣が主である。

汚染土壌については、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質（25物質）に関する指定基準（土壤溶出量基準又は土壤含有量基準）を超過した土壤を受け入れる。ただし、第二溶出量基準に適合しない土壤は受け入れない。また、ダイオキシン類基準不適合土壤については、「ダイオキシン類基準不適合土壤の処理に関するガイドライン」に基づき適正に処理を行う。

また、廃棄物等受入容量及び受入予定年数については、表3-4(2)に示すとおりである。なお、既許可区域については、すでに埋立が終了している。

表3-4(1) 処理する廃棄物等の内容等

廃棄物等の種類 (土砂含む)	廃棄物等 の性状	予定割合（体積比率：%）	
		増設区域	既許可区域
産業廃棄物	廃プラスチック類	12	8
	紙くず	8	5
	木くず	4	3
	繊維くず	1	1
	ゴムくず	0.02※	0
	金属くず	4	2
	ガラスくず	13	9
	がれき類	21	24
	汚泥（無機性汚泥に限る。）	6	16
	鉱さい	0.16※	1
	燃え殻	1	
	ばいじん	1	
	令13号廃棄物(コンクリート固型化物に限る。)	0.06※	0.02※
	汚染土壌	31	33
合 計		100	100

- 注) 1. 予定割合（体積比率）は、当社処分場の搬入実績等から想定した。
 増設区域については、現在埋立を行っている平井5工区増設区域における搬入量を参照している。また、既許可区域については、既に埋立が完了している平井8工区既許可区域での搬入量を用いている。
 2. ゴムくず、鉱さい及び令13号廃棄物の割合（表中の※）は、扱う量が少量であることから小数第二位（%）まで表示している。その関係で、割合（体積比率）の合計は100%を超える。
 3. 産業廃棄物の種類には、石綿含有産業廃棄物を含む。
 4. 令13号廃棄物とは、産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固型化物等）であつて、処理前の産業廃棄物に該当しないものをいう。
 5. 汚染土壌は、第二溶出量基準に適合していることが確認されたものののみを受け入れる。

表3-4(2) 廃棄物等受入容量及び受入予定年数

項 目	受入容量又は予定年数		
	増設区域	既許可区域	合 計
廃棄物等受入容量(千m ³) (①-②)	697	940	1,637
①埋立容量(千m ³)	832	1,175	2,007
②貯留小堤及び覆土の量(千m ³)	135	235	370
廃棄物等受入予定年数(年)	5	6	11

3.4.4 産業廃棄物処理施設の稼働等の計画

(1) 稼働時間 (変更なし)

9:00～17:00 (8時間稼働／日)

(2) 休止日及び季節的な変動の有無 (変更なし)

稼働日数：約300日／年

休止日：日曜日、夏期・年末年始等休日

季節的変動：なし

3.4.5 廃棄物等の保管及び搬出入の計画

(1) 廃棄物等の保管

最終処分場においては、廃棄物等の搬入後は直ちに埋め立てるため、保管は行わない。

(2) 廃棄物等の搬出入

増設区域への廃棄物等運搬車両の搬入台数及び脱水汚泥運搬車両の搬出台数(片道分)は、通常時で大型車66台/日(うち、脱水汚泥運搬車両1台/日)であり、時刻別の搬入台数は表3-5に示すとおりである。(以下、廃棄物等運搬車両と脱水汚泥運搬車両を合わせて、「廃棄物等運搬車両」という。)

ただし、天候事情等により、運搬計画に大幅な遅れが生じた場合にあっては、やむを得ず搬入台数を増加させることになるが、このような場合でも表3-5に示すとおり、日当り最大91台以下(うち、脱水汚泥運搬車両1台/日)とする計画である。また、浸出水処理施設の脱水過程を経た脱水汚泥は、和泉市テクノステージ内の関連会社にて処分を行う。なお、脱水汚泥発生量は約6m³/日、脱水汚泥運搬車両(4tコンテナ車)で1台/日程度(走行ルート①のみ)の搬出である。

廃棄物等運搬車両については、特定の日や時間帯に運搬車両が集中しないよう運行計画を立てるものとする。

廃棄物等運搬車両の走行ルートは、図3-3(1)及び(2)に示すとおりである。

なお、既許可区域の最終処分場は廃棄物の埋立を終了していることから、廃棄物等運搬車両の搬入はない。また、覆土・盛土用の土砂については、大栄環境株管理地内にて造成している土砂を用いる計画であるため、車両による外部からの運搬は行わない。

表3-5 廃棄物等運搬車両の搬入台数^{注1)}

時間帯 車両 台数	時 期	9:00 ～ 10:00	10:00 ～ 11:00	11:00 ～ 12:00	12:00 ～ 13:00	13:00 ～ 14:00	14:00 ～ 15:00	15:00 ～ 16:00	16:00 ～ 17:00	合計
大型車搬入台数 通常(台/時)	変更前 ^{注2)}	3	3	3	3	3	3	3	2	23台/日
	変更後 ^{注3)}	8	9	9	8	8	8	8	8	66台/日
	(参考)平井5工区 ^{注4)}	8	8	9	8	9	8	8	7	65台/日
大型車搬入台数 最大(台/時)	変更前 ^{注2)}	6	6	7	6	6	7	6	6	50台/日
	変更後 ^{注3)}	11	12	12	11	11	12	11	11	91台/日
	(参考)平井5工区 ^{注4)}	11	11	12	11	12	11	11	11	90台/日

注1) 片道分の車両台数である。また、廃棄物等運搬車両台数には、脱水汚泥等の台数(1台/日)を含む。

2) 既許可区域への搬入台数を示す。なお、現在はすでに廃棄物の埋立を終了していることから、廃棄物等運搬車両による搬入はない。

3) 増設区域への搬入台数を示す。

4) 隣接する平井5工区(現在稼働中)の変更許可申請時(平成23年)の搬入台数である。今回申請の平井8工区増設時点では、平井5工区の埋立処分は終了している。

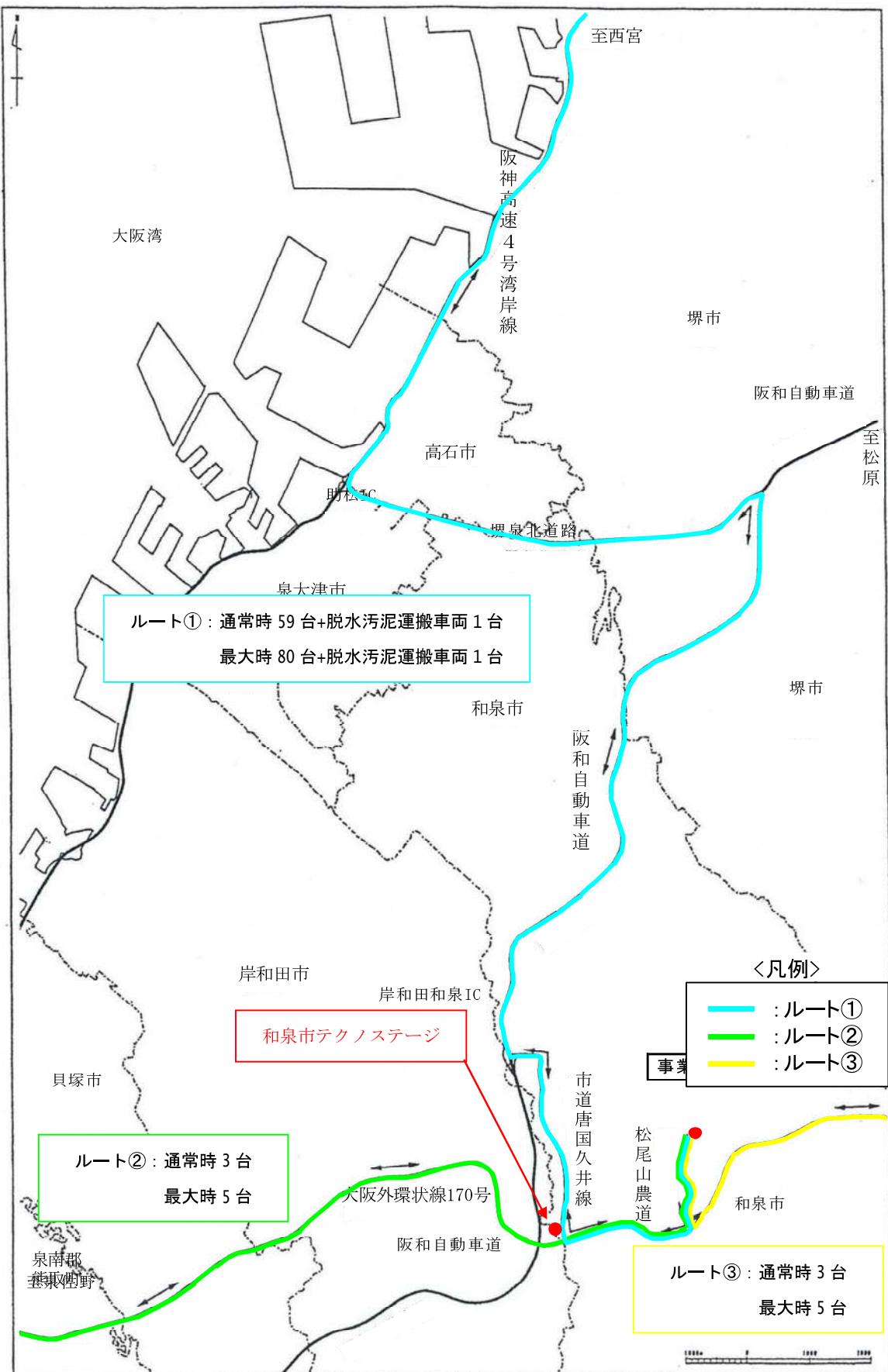
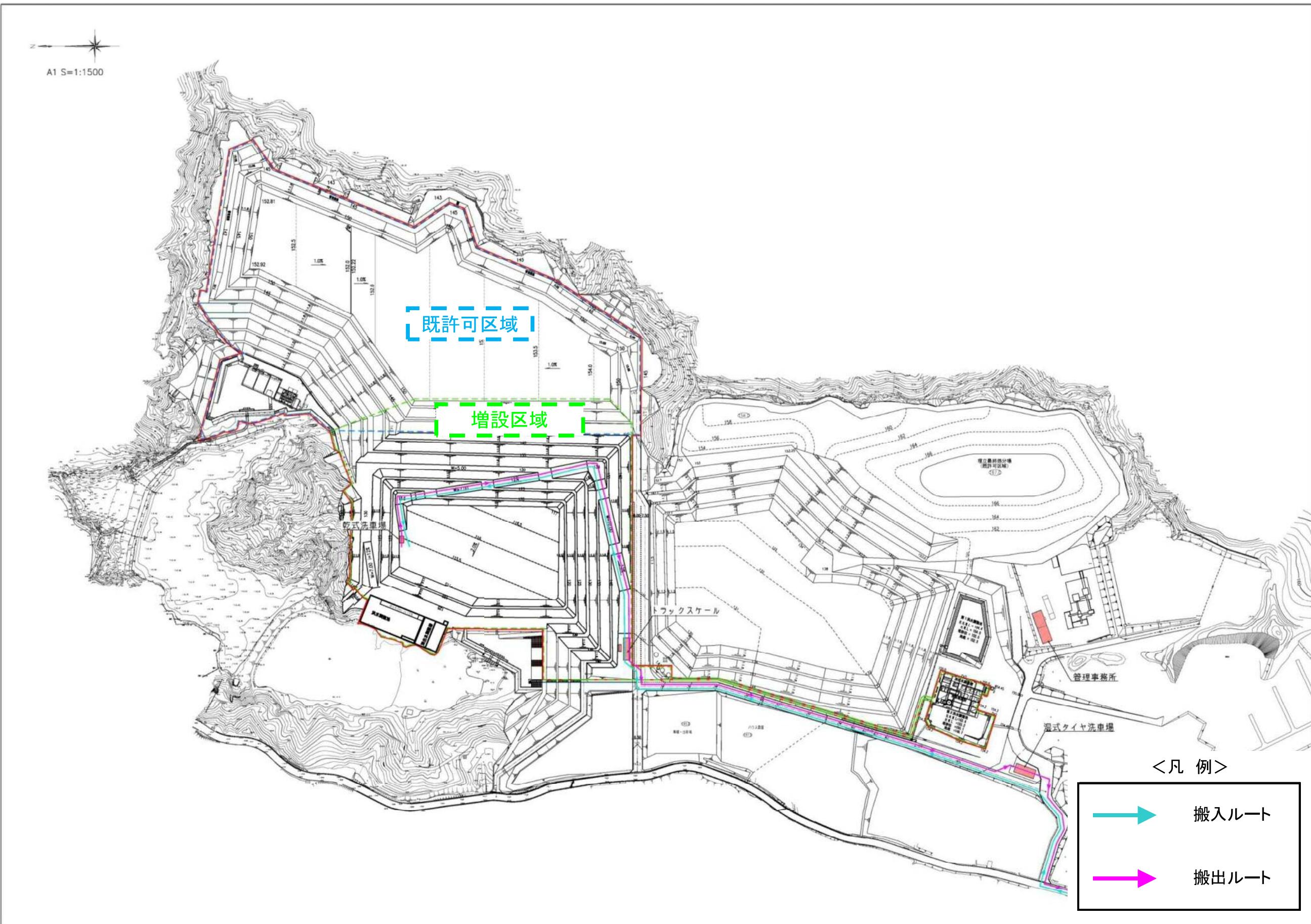


図 3-3(1) 廃棄物等運搬車両の走行ルート（広域図）



(3) 周辺の交通量

事業計画地周辺の交通量（平成 22 年度 道路交通センサス及び既存資料（テクノステージにおける一般廃棄物の中間処理施設の生活環境影響調査（平成 21 年 2 月））は表 3-6 に示すとおりであり、これらの交通量調査地点位置図は図 3-4 に示すとおりである。

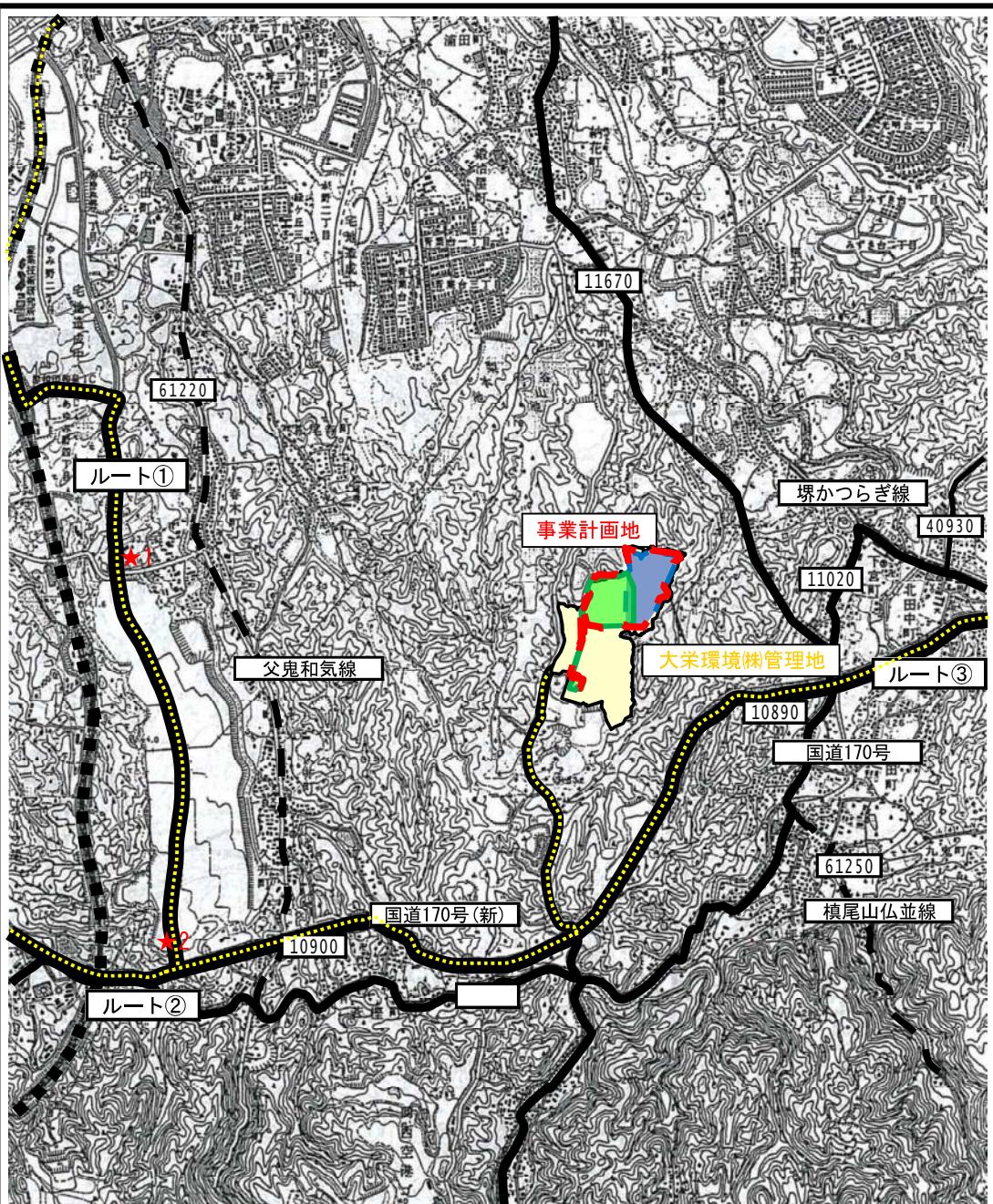
事業計画地への走行ルートである国道 170 号の和泉市岡町（調査単位区間番号 10890）では、平日自動車類 12 時間交通量は 14,585 台、国道 170 号の岸和田市北阪町（調査単位区間番号 10900）では同 14,668 台となっている。また、市道唐国久井線の和泉市春木町では同 10,157 台、市道唐国久井線の和泉市久井町では同 5,765 台となっている。

表 3-6 事業計画地周辺の交通量（平日）

調査 区間 番号	路線名 交通量観測地点名	平日 12 時間自動車類交通量 (台)						平日自 動車類 交通量	平日 24 時間 混雜度 合計 (%)	平日混 雜時平 均旅行 速度 (km/h)	車線 数				
		小型車			大型車		合計								
		乗用車	小型 貨物車	計	バス	普通 貨物車									
11020	国道 170 号 河内長野市小山田町	1,797	779	2,576	61	155	216	2,792	3,685	7.7	0.38	12.8			
11030	国道 170 号 岸和田市神於町	1,603	806	2,409	63	143	206	2,615	3,286	7.9	0.33	31.3			
10890	国道 170 号(新) 和泉市岡町	9,446	2652	12,098	116	2,371	2,487	14,585	18,815	17.1	1.68	44.4			
10900	国道 170 号(新) 岸和田市北阪町			12,267			2,401	14,668	19,305	16.4	1.85	46.3			
11670	国道 480 号 和泉市平井町	5,579	1848	7,427	78	726	804	8,231	10,865	9.8	0.97	13.7			
40930	堺かつらぎ線 堺市南区別所			10,321			693	11,014	15,949	6.3	0.91	42.4			
61250	慎尾山(仮)並線 和泉市			567			22	589	777	3.7	0.1	26.9			
61220	父鬼和氣線 和泉市春木町	2,514	949	3,463	86	171	257	3,720	4,910	6.9	0.79	29.9			
★ 1	*市道唐国久井線 和泉市春木町	5,223	210	5,433	1,961	2,763	4,724	10,157	12,984	29.3		2			
★ 2 *	市道唐国久井線 和泉市久井町	3,040	50	3,090	1,202	1,473	2,675	5,765	7,379	26.4		2			

資料：「道路交通情勢調査（道路交通センサス）平成 22 年度」（大阪府都市整備部交通道路室）

注) *既存調査（テクノステージにおける一般廃棄物の中間処理施設の生活環境影響調査 平成 20 年 12 月 10 日～11 日)
12 時間交通量は、7：00～19：00 の合計値を示す。

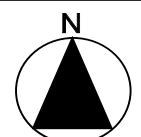


凡例 :

- 注) 図中の数値は、調査単位区間番号を示す。
- 高速道
- 国道
- 主要地方道
- 一般府道
- ★ 既存資料における交通量調査地点
- 走行ルート



図 3-4 主要交通網及び交通量調査地点



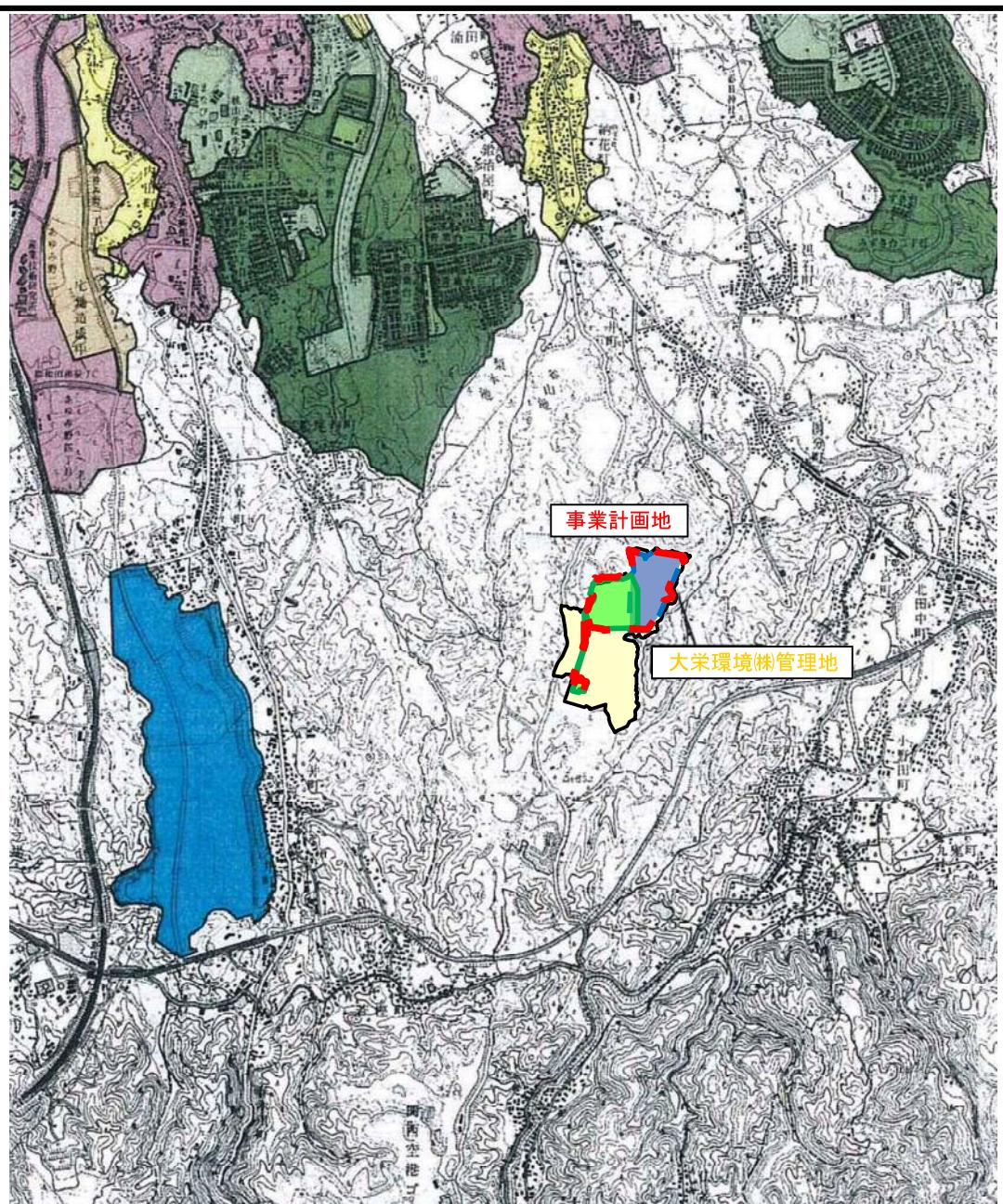
3.4.6 環境保全対策

(1) 環境保全対策に係る地域の概況

事業計画地周辺の用途地域の指定状況は図 3-5 に示すとおりであり、事業計画地周辺は市街化調整区域となっている。

また、事業計画地周辺の学校・幼稚園、保育所、病院・診療所及び老人ホームの分布状況は、表 3-7 及び図 3-6 に示すとおりである。

直近の保全対象施設は、事業計画地の南東側約 750m に休憩施設（道の駅いづみ山愛の里）、また、北東側約 180m に直近民家がある。



凡例 :

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域

- | | |
|---|----------|
| ■ | 大栄環境株管理地 |
| □ | 事業計画地 |
| ■ | 既許可区域 |
| ■ | 増設区域 |

0 1000m

図 3-5 最終処分場周辺の用途地域の指定状況

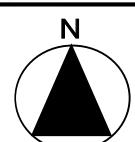
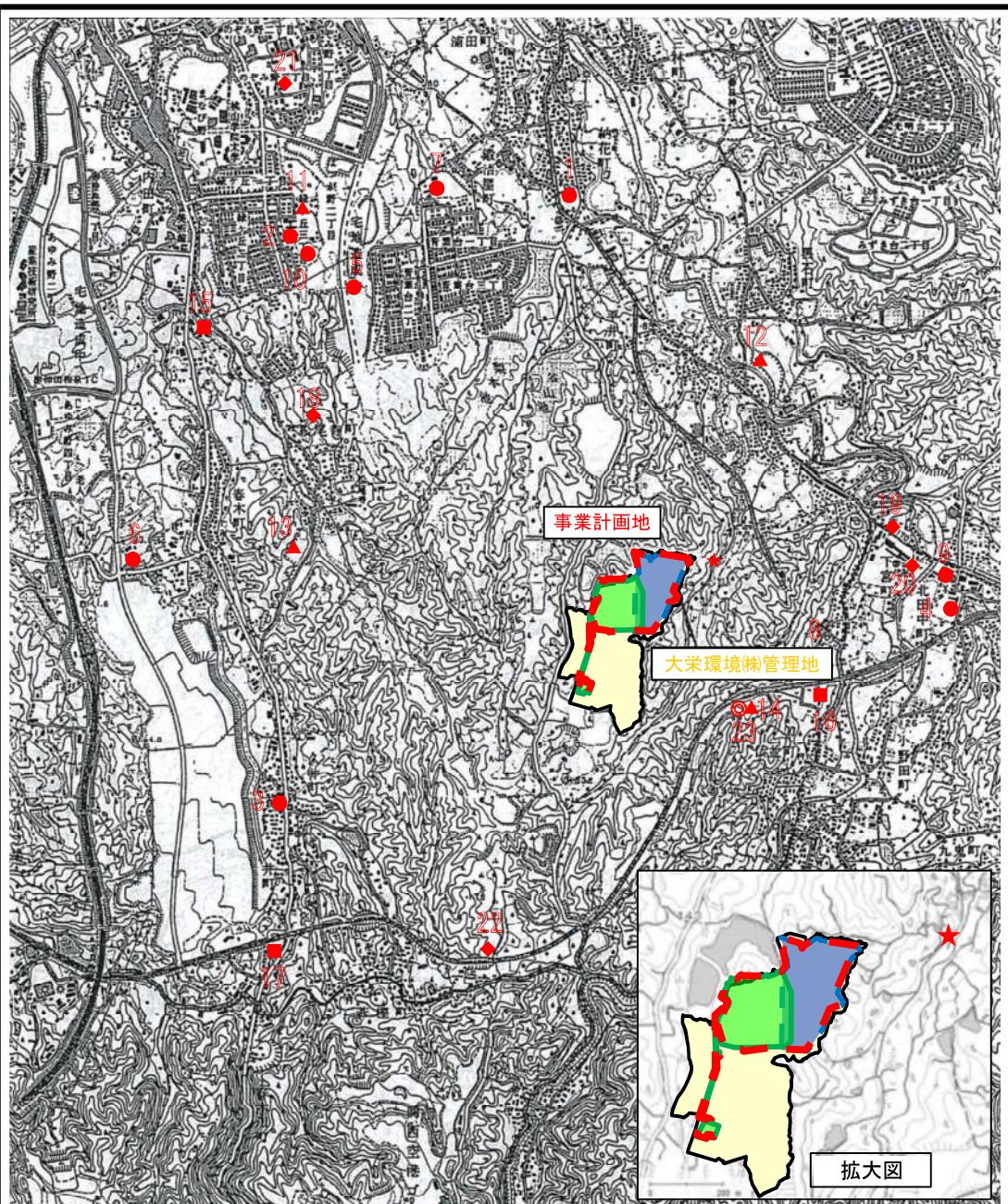


表 3-7 事業計画地周辺の学校・幼稚園・保育所・病院・診療所・老人ホーム

種別	番号	名称	住所
● 学校・幼稚園	1	南池田小学校	納花町 181
	2	緑ヶ丘小学校	緑ヶ丘 3-4-1
	3	南松尾小学校	久井町 430
	4	横山小学校	北田中町 183
	5	青葉はつがの小学校	はつが野 1-50-1
	6	南松尾中学校	春木町 615-4
	7	南池田中学校	鍛冶屋町 226
	8	楨尾中学校	仏並町 198
	9	横山幼稚園	下宮町 406-1
	10	和泉緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘 3-4-32
▲保育所	11	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘 3-1-12
	12	南池田第二保育園	浦田町 1414-1
	13	みなまつ保育園	松尾寺町 1525-5
	14	横山きのみ保育園	仏並町 358-11
■病院・診療所 (入院施設のあるもの)	15	(医) 和気会 新生会病院	松尾寺町 113
	16	(医) 橘会 横山病院	仏並町 287
	17	(医) 和泉会 和泉丘病院	久井町 1286
◆老人ホーム	18	プリムラ和泉	松尾寺町 330
	19	特別養護老人ホームひかりの園	下宮町 141-1
	20	ひかりの園グループホーム	下宮町 205-5
	21	グループホームのぞみ野	のぞみ野 3-1189-15
	22	ザ・シーズン	久井町 1286
◎休憩施設	23	道の駅いずみ山愛の里	仏並町 398-1
★直近住居			

※種別の記号及び番号は、図 3-5 に対応している。



凡例 :

- 学校・幼稚園
- ▲ 保育所
- 病院・診療所（入院施設のあるもの）
- ◆ 老人ホーム
- ◎ 休憩施設
- ★ 直近住居（最終処分場より約 ）

- | |
|------------|
| ■ 大栄環境株管理地 |
| □ 事業計画地 |
| ■ 既許可区域 |
| ■ 増設区域 |

0 1000m

図 最終処分場周辺の学校・幼稚園・保育所

・病院・診療所・老人ホームの分布状況

資料 : 「いづみ市マップ 公共施設位置情報」和泉市ホームページ
「和泉市の身近なお医者さん」(社)和泉市医師会



(2) 環境保全対策の概要

埋立作業の実施に際しては、関係法令等を遵守し、環境に及ぼす影響を可能な限り小さくするため、以下に示す対策を講じており、今後も継続していくものとする。

1) 大気質

- ・ 事業計画地からの土砂等の飛散防止のため、廃棄物等の荷降し時には、状況に応じて散水車を用いた散水等の対策を行う。
- ・ 事業計画地からの廃棄物の飛散防止のため、埋立期間中における日々の作業終了時には覆土を行い、また、外周にはポリエチレンネットフェンスを設けることで、廃棄物の飛散を防止する。
- ・ 石綿含有廃棄物については、最終処分場内の所定の場所にて埋立し、状況に応じて、散水車により、湿潤させた状態で荷降ろしを行い飛散を防止する。また、重機による転圧を行う場合には、破碎による飛散を防ぐために覆土した後に転圧を行い、かつ1日の作業終了後には埋立部の上面を覆土する。
- ・ 廃棄物等運搬時は荷台にシートを掛けることで、廃棄物等の飛散防止対策を行う。また、粉体物や石綿含有産業廃棄物など飛散の恐れがある廃棄物を運搬する場合は、必要に応じてフレキシブルコンテナバック等を用いての運搬や密閉型コンテナ車による運搬を行うことで、飛散防止対策を行う。
- ・ 廃棄物等運搬車両及び埋立作業機械等は、整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。
- ・ 大気質に及ぼす影響を軽減するため、廃棄物等運搬車両等の走行に際しては、制限速度の遵守、駐車時のアイドリング禁止等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう指導する。
- ・ 沿道環境を保全するため、廃棄物等運搬車両は、本計画で予定した図3-3(1)の指定ルートを走行するよう指示する。
- ・ 廃棄物等運搬車両については、特定の日や時間帯に運搬車両が集中しないように運行計画を立てるものとする。
- ・ 最終処分場の設置場所は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第40条の14第2項の流入車規制に係る「対策地域」であることから、自社の廃棄物等運搬車両については、適合車等標章（ステッカー）を表示した車種規制適合車を必ず使用し、また、自社以外の廃棄物等を搬入する者に対しては、車種規制適合車等を使用しなければならないことを周知し、また、受付窓口にて適合車等標章（ステッカー）の表示の有無を確認し、表示をしていない者に対しては車種規制適合車等を使用しなければならないことを指導する。

- ・ 廃棄物等運搬車両等の自動車排出ガスによる大気質への影響を軽減するため、自社の廃棄物等運搬車両については、燃費の管理及び乗務員教育によりエコドライブを推進し、また、自社以外の廃棄物等を搬入する者に対しては、ポスター等の設置によるエコドライブの啓発活動を実施する。
- ・ 重機を使用する際は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）など関係法令を遵守して、適正な運用を行う。

2) 騒音・振動

- ・ 廃棄物等運搬車両及び埋立作業機械等は、整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を低減する。
- ・ 埋立作業機械は、低騒音型を用いる。
- ・ 埋立作業機械の稼働時間帯は昼間の9時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。
- ・ 騒音及び振動に及ぼす影響を軽減するため、運搬車両等の走行に際しては、制限速度の遵守等、運転者に適正走行の周知徹底を図るよう指導する。また、埋立作業機械の作業等にあたり、空ふかしや不必要的アイドリング禁止等の作業員への教育を徹底する。
- ・ 沿道環境を保全するため、廃棄物等運搬車両は、本計画で予定した図3-3(1)の指定ルートを走行するよう指示する。
- ・ 廃棄物等の搬出入の時間帯は昼間の9時～17時とし、車両の運行は昼間の時間帯に限定することで、夜間の沿道環境を保全する。
- ・ 廃棄物等運搬車両については、特定の日や時間帯に運搬車両が集中しないように運行計画を立てるものとする。

3) 悪臭

- ・ 廃棄物等運搬時は荷台にシートを掛けることで、悪臭の影響を軽減する。
- ・ 埋立期間中における日々の作業終了時には覆土を行い、悪臭の発生を軽減する。
- ・ 嫌気状態を回避するため 2000m^2 につき1箇所、ガス抜き孔や堅型集水管を設置して地中を好気環境に保ち、悪臭の発生を抑制する。
- ・ 浸出水処理施設から発生する臭気は、脱臭設備で処理する。

○平井5工区管理型最終処分場の浸出水処理施設

→生物脱臭と活性炭処理

○平井8工区管理型最終処分場の浸出水処理施設

→スクラバー処理と活性炭処理

4) 水質

- ・ 埋立地周辺の雨水は、埋立地内に流入させないように、側溝及び沈砂機能を備えた洪水調整池を経て放流する。

- 埋立地内の雨水のうち、廃棄物等に触れない掘削法面に降った雨水も同様に、側溝及び沈砂機能を備えた洪水調整池（雨水集排水施設）を経て放流する。
- 埋立地内の雨水のうち、上記以外の水は、新設する浸出水調整槽にて一時貯留後、脱窒・凝集沈殿・活性炭濾過等の設備を持つ浸出水処理施設にて自主管理基準(p.7-3 表 7-1-2(1)参照)以下に処理し、沈砂機能を備えた洪水調整池を経て放流する。
- 浸出水処理施設の処理状況を把握するため、脱窒素槽において酸化還元電位計（ORP 計）、活性炭吸着塔の前後において COD 計及びろ過水槽後において pH 計、T-N 計等による連続監視を行うとともに、監視体制が日常的に機能するように機器の校正等の定期点検に努める。

また、連続監視等の結果が予め定めた自主管理基準(p.7-3 表 7-1-2(1)参照)を万一超過する場合は、速やかに放流を停止するとともに、異常の原因究明を行ない、必要に応じて分析により異常の程度を確認する。

- 浸出水処理施設の脱水汚泥は、大栄環境グループの関連会社で適正に焼却・溶融処理を行う。
- 浸出水による地下水汚染を防止するため、遮水シートを敷設するとともに、地下水観測井において地下水質（電気伝導度及び塩化物イオン）を毎月、地下水質（地下水等検査項目及びダイオキシン類）を年1回モニタリングし、異常の有無を確認することで、遮水シートの長期的な安全性の確保に努める。モニタリング結果は、廃掃法に基づき自社ホームページ上にて、情報公開を行う。
- カルシウムによる集排水管の閉塞防止のため、カメラにより定期的に集排水管を確認し、管内に蓄積した場合は高圧洗浄水により清掃を行う。
- 浸出水調整槽は、沈殿物の除去清掃作業に必要なタラップを取り付けるなど、適切な維持管理を行うことが出来るようとする。
- 浸出水処理施設については、埋立開始から埋立終了後も知事の廃止の確認がされる時点まで稼働し、放流水のモニタリングを行う。モニタリング結果は、廃掃法に基づき自社ホームページ上にて、情報公開を行う。

5) その他

- 廃棄物等を受け入れる際には、搬入管理設備を設置し、受け入れる廃棄物等の種類、性状等の管理を行うとともに、毎月1回の頻度で種類毎の量の集計も行う。
- 受け入れる産業廃棄物は、可能な限りリサイクルを行った結果、これ以上分別できない混合廃棄物が主であるが、木くずや紙くず等の有機性廃棄物の混入を極力少なくするとともに、ガス抜き孔や堅型集水管

により地中を好気環境に保つことで、温室効果ガスであるメタンガスの発生抑制に努める。

- ・汚染土壤を受け入れる際は、あらかじめ地歴調査結果や土壤汚染状況調査結果により、第二溶出量基準（ダイオキシン類基準不適合土壤においては3ng-TEQ/g以下）に適合していることが確認されたもののみを受け入れる。
- ・最終処分場及び大栄環境㈱管理地の出口手前に乾式洗車場及び湿式洗車場を設置し、タイヤに付着した廃棄物や土砂等を除去することで、外部への持ち出しを抑制する。

(3) 排ガス、放流水、騒音・振動等に係る排出基準等の規制基準及び環境基準等
調査事項に係る項目とその規制基準・環境基準等を下記に示す。

1) 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）第16条に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている。

① 大気の汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準は表3-8に示すとおりである。

表3-8 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によつて測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であつてその粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年 環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年 環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年 環境省告示第33号）

② 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 3-9(1)及び(2)に示すとおりである。事業計画地は市街化調整区域であり、B 類型となっている。

表 3-9(1) 騒音に係る環境基準

(道路に面する地域以外の地域)

地域の 類型	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(道路に面する地域)

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

評価方法

- 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 評価の時期は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

達成期間等

- 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
 - 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
 - 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
 - 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなつた場合にあっては(2)を準用するものとする。
- 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

表 3-9(2) 騒音に係る環境基準

(騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定)

地域の 類型	該当地域
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（関西国際空港の敷地及び工業用の埋立地を除く。）
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」

（平成 24 年 和泉市告示第 64 号）

③ 水質に係る環境基準等

水質に係る環境基準は、表 3-10(1)～(3)に、地下水基準は表 3-11 に、農業用水基準は、表 3-12 に示すとおりである。

表 3-10(1) 人の健康の保護に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

表 3-10(2) 水質に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

(河川) ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	第 1 の 2 の (2)により水 域類型ごとに 指定する水域
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用 水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格 21 に定 める方法	付表 9 に掲げる方 法	規格 32 に定める方法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による 定量法	
備 考							
1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。							

- 注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 - 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 - 水産 3 級 : コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

表 3-10(3) 水質に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

イ

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03ng/L 以下	0.001ng/L 以下	0.03ng/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03ng/L 以下	0.0006ng/L 以下	0.02ng/L 以下	第 1 の 2 の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03ng/L 以下	0.002ng/L 以下	0.05ng/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03ng/L 以下	0.002ng/L 以下	0.04ng/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法 (準備操作は規格 53 に定める方法によるほ か、付表 10 に掲げる方 法によることができる。また、規格 53 で使 用する水については付 表 10 の 1 (1)による。)	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備 考					
1 基準値は、年間平均値とする。					

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

表 3-11 地下水環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003ng/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01ng/L 以下
六価クロム	0.05ng/L 以下
砒素	0.01ng/L 以下
総水銀	0.0005ng/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02ng/L 以下
四塩化炭素	0.002ng/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002ng/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004ng/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1ng/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04ng/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1ng/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006ng/L 以下
トリクロロエチレン	0.03ng/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01ng/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002ng/L 以下
チウラム	0.006ng/L 以下
シマジン	0.003ng/L 以下
チオベンカルブ	0.02ng/L 以下
ベンゼン	0.01ng/L 以下
セレン	0.01ng/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10ng/L 以下
ふつ素	0.8ng/L 以下
ほう素	1ng/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05ng/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3-12 農業用水基準

項目	農業（水稻）用水基準 (農林水産技術会議 昭和 46 年 10 月 4 日)	
pH (水素イオン濃度)	6.0~7.5	
COD (化学的酸素要求量)	6 mg/L 以下	
BOD (生物化学的酸素要求量)	—	
SS (浮遊物質)	100 mg/L 以下	
DO (溶存酸素)	5 mg/L 以上	
T-N (全窒素濃度)	1 mg/L 以下	
NH ₃ -N (アンモニア性窒素)	—	
EC (電気伝導度)	0.3 mS/cm 以下	
Cl ⁻ (塩素イオン)	—	
ER (蒸発残留物)	—	
重金属	As (ヒ素)	0.05 mg/L 以下
	Zn (亜鉛)	0.5 mg/L 以下
	Cu (銅)	0.02 mg/L 以下
ABS(アルキルベンゼンスルホン酸)	—	

④ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は表3-13に示すとおり、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染について定められている。

表 3-13 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格 K0312に定める方法
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 (ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコブナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該、ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備 考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下、「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値の0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

資料：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号 改正：平成21年 環境庁告示第11号）

2) 公害関係法令に基づく規制基準

① 大気汚染に係るもの

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)（以下、「自動車NOx・PM法」という。）、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年3月23日大阪府条例第6号)（以下、「府条例」という。）及び「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日法律第51号)（以下、「オフロード法」という。）に基づいて規制が行われている。

大気汚染防止法では、工場・事業場における事業活動や建築物の解体等に伴うばい煙及び粉じんの排出等を規制し、また、自動車排出ガスに係る許容限度が定められている。

自動車NOx・PM法では、大気汚染の厳しい大都市地域を指定して、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画の策定や、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が定められている。なお、和泉市は対策地域に該当する。

府条例では、ばい煙、粉じん発生施設に対して排出基準等が定められており、自動車排出ガスについては、自動車の使用者、運転者に対して、自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めるよう定められている。また、平成21年1月から、自動車NOx・PM法の窒素酸化物及び粒子状物質排出基準を満たさないトラック・バス等を対象として、同法の対策地域への流入規制が実施されている。なお、和泉市は対策地域に該当する。

オフロード法では、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制している。

② 騒音に係るもの

騒音については、「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号) 及び府条例に基づいて規制されている。規制対象となる地域を指定し、その地域内の工場・事業場、建設作業、自動車等の発生源の種類や地域ごとに、各々の特性に応じた規制が行われている。

《騒音規制法に基づく規制》

騒音規制法第 3 条第 1 項に基づく指定地域は、和泉市においては、法に基づく地域とされている。

工場・事業場については、指定地域内の表 3-14 に示す特定施設を設置する工場・事業場が対象となり、その規制基準は、表 3-15 に示すとおりである。

建設作業については、指定地域内の特定建設作業が対象となり、その作業及び規制基準等は表 3-16 に示すとおりである。

自動車騒音については、上記の指定地域内の自動車騒音について、表 3-17 に示すとおり区域と要請限度が定められている。

なお、事業計画地は用途地域の指定がなく（市街化調整区域）、特定工場に係る規制基準では第二種区域、特定建設作業に係る規制基準では 1 号区域、自動車騒音の限度では b 区域に該当する。

《大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制》

府条例に基づく規制地域は、前述の騒音規制法第 3 条第 1 項に基づく指定区域に加え、府条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域が指定されている。

工場・事業場については、規制地域内の騒音規制法対象の工場・事業場（表 3-14）以外の全ての工場・事業場が対象となり、その規制基準は表 3-15 に示すとおりである（ただし、騒音規制法以外の工場・事業場にあっても、電気工作物（電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号）又はガス工作物（ガス事業法第 2 条第 10 項）のみを設置する工場・事業場は対象となる）。

建設作業については、府条例の規制地域内の特定建設作業が対象となり、その作業及び規制基準等は表 3-16 に示すとおりである。

知事は、自動車運行に伴う騒音等により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合で騒音規制法又は振動規制法の規程により要請等を行うときを除くほか、特に必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車の運行に伴う騒音等の低減に資する事項に關し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることとなっている。自動車の所有者や運転者等は自動車の合理的な使用、必要な整備、適正な運転等に努めなければならないとされている。

表 3-14 騒音に係る特定施設（法施行令別表第 1）

1	金属加工機械	
イ	圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)	
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)	
ニ	液圧プレス (矯正プレスを除く。)	
ホ	機械プレス (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)	
ヘ	せん断機 (原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)	
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)	
ヌ	タンブラー	
ル	切断機 (といしを用いるものに限る。)	
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)	
ロ	アスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)	
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	
イ	ドラムバーカー	
ロ	チッパー (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
ハ	碎木機	
ニ	帶のこ盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
ホ	丸のこ盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
ヘ	かんな盤 (原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)	
8	抄紙機	
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。)	

資料：騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）別表第 1

**表 3-15 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
工場等に係る規制基準**

単位：デシベル

時間の区分		朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	夕 午後 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
区域の区分					
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界から 15 メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備考

1. 「デシベル」とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
 2. 騒音の測定は、計量法第 71 号の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は早い動特性（F A S T）を用いることとする。
 3. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定するが適当ないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
 4. 騒音の測定方法は、当分の間、規格第 71 条の条件に合格した騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 5. 「第一種区域」「第二種区域」「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
- (騒音規制法)
- 第一種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
- 第二種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地城及び準住居地城並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない区域
- 第三種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- 第四種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域
- (大阪府生活環境の保全等に関する条例)
- 第一種区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域
- 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地城並びに用途地域の指定のない区域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
- 第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
- 第四種区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第 53 条第 2 号に掲げる区域
6. 「既存の学校、保育所」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定される病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、第四種区域及びその周辺 50m の区域に昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの（同日においては既に着工されているものを含む。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道騒音の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

資料：「騒音規制法に基づく規制基準」（平成 24 年 4 月 1 日和泉市告示第 66 号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

**表 3-16 騒音規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
特定建設作業に係る規制基準**

特 定 建 設 作 業 の 種 類	敷地境界における騒音の大きさ	作業禁止時刻		1日における延作業時間		同一場所における作業期間	作業禁止日
		一号区域	二号区域	一号区域	二号区域		
法・府条例	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	85 デシベル	19～7 時	22～6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内
	2 びょう打機を使用する作業						
	3 さく岩機を使用する作業						
	4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）						
	5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）						
	6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業						
	7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業						
	8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のものに限る。）を使用する作業						
	9 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業						
	10 コンクリートカッターを使用する作業（＊）						
	11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業						

備 考

1.* : 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る。

2.騒音規制法に基づく区域

一号区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域及び同法第8条第1号に規定する用途地域の指定のない地域

二号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、一号区域以外の区域

3.大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく区域

一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域

二号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち一号区域に該当する地域以外の区域

4.作業時間等の適用除外：災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

5.特定建設作業の除外規定：当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。（騒音規制法施行令第2条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第52条）

資料：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

表 3-17 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

区域の区分	該当地域
a 区域	昭和 49 年大阪府告示第 948 号（騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により指定された地域（以下「指定地域」という。表 3-17 参照）のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	指定地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
c 区域	地域指定のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

資料：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における
 自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分」
 （平成 24 年 4 月 1 日和泉市告示第 68 号）

**表 3-18 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の
規定に基づく地域の指定**

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定 平成 6 年 10 月 31 日大阪府告示第 1665 号 最終改正 平成 22 年 7 月 8 日告示第 1261 号 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）第 53 条第 2 号の規定により、次の地域を規制地域として指定し、平成 6 年 11 月 1 日から実施する。	
1 都市計画法第 2 章の規定により定められた工業専用地域のうち次に掲げる地域	
(1) 大阪市の区域 ア 此花区のうち島屋三丁目、島屋四丁目、島屋六丁目、春日出南三丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の工業専用地域並びに西島五丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、梅町一丁目、梅町二丁目、北港一丁目、北港二丁目及び常吉二丁目の工業専用地域の一部 イ 港区のうち岡四丁目、市岡四丁目、福崎一丁目、福崎二丁目、海岸通三丁目及び海岸通四丁目の工業専用地域 ウ 大正区のうち泉尾六丁目、泉尾七丁目、北恩加島一丁目、北恩加島二丁目、南恩加島一丁目、南恩加島四丁目から南恩加島七丁目まで、鶴町一丁目から鶴町五丁目まで、三軒家東二丁目、三軒家東三丁目、千島一丁目、小林東一丁目及び平尾一丁目の工業専用地域 エ 西淀川区のうち大野三丁目、百島一丁目及び百島二丁目の工業専用地域並びに中島二丁目、西島一丁目及び西島二丁目の工業専用地域の一部 オ 淀川区のうち加島一丁目から加島三丁目まで、三津屋北二丁目、三津屋北三丁目、田川三丁目、田川北一丁目、田川北三丁目、十三本町二丁目、十三元里三丁目及び野中南二丁目の工業専用地域 カ 鶴見区のうち今津北三丁目及び今津北四丁目の工業専用地域 キ 住之江区のうち北加賀屋三丁目から北加賀屋五丁目まで、緑木一丁目、緑木二丁目、泉二丁目、平林南一丁目、平林南二丁目、柴谷二丁目、南港東一丁目から南港東三丁目まで、南港東八丁目、南港東九丁目及び南港南一丁目の工業専用地域並びに柴谷一丁目の工業専用地域の一部 ク 平野区のうち加美東六丁目、加美東七丁目及び加美南二丁目の工業専用地域 ケ 西成区のうち津守三丁目、南津守二丁目及び南津守五丁目の工業専用地域	
(2) 堺市の区域 ア 堀区のうち松屋大和川通三丁、松屋大和川通四丁、緑町三丁、緑町四丁、三室町八丁、三室町九丁、海山町六丁、海山町七丁、山本町六丁及び神南辺町四丁から神南辺町六丁までの工業専用地域並びに築港八幡町、塩浜町、築港南町、大浜西町及び出島西町の工業専用地域の一部 イ 西区のうち石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部 ウ 美原区のうち木材通一丁目から木材通四丁目までの工業専用地域	
(3) 岸和田市の区域 地蔵浜町及び新港町の工業専用地域並びに木材町及び臨海町の工業専用地域の一部	
(4) 泉大津市の区域 臨海町の工業専用地域の一部	
(5) 貝塚市の区域 港の工業専用地域の一部	
(6) 枚方市の区域 中宮大池一丁目から中宮大池四丁目まで、出屋敷西町一丁目、池之宮三丁目、池之宮四丁目、村野高見台、春日北町一丁目から春日北町三丁目まで、春日北町五丁目、春日西町一丁目、春日野一丁目、春日野二丁目、野村元町、長尾谷町一丁目、招提田近一丁目から招提田近三丁目まで及び高野道二丁目の工業専用地域	
(7) 八尾市の区域 神武町及び北龜井町一丁目から北龜井町三丁目までの工業専用地域	
(8) 泉佐野市の区域 住吉町の工業専用地域の一部	
(9) 富田林市の区域 中野町東二丁目及び若松町東三丁目の工業専用地域	
(10) 和泉市の区域 テクノステージ一丁目からテクノステージ三丁目までの工業専用地域	
(11) 柏原市の区域 国分東条町及び円明町の工業専用地域	
(12) 羽曳野市の区域 駒ヶ谷の工業専用地域	
(13) 高石市の区域 高砂一丁目及び高砂二丁目の工業専用地域の一部	
(14) 東大阪市の区域 加納四丁目の工業専用地域	
(15) 忠岡町の区域 新浜一丁目及び新浜二丁目の工業専用地域	
2 空港敷地のうち次に掲げる地域 大阪国際空港のうち豊中市及び池田市の区域並びに八尾空港の敷地	
3 特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動にあっては、1 及び 2 に掲げる地域のほか、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定される地域の境界から 300m 以内の地先及び水面を含む。	
4 関係図面は、次の場所において一般の縦覧に供する。 大阪市環境局環境管理部環境管理課、北部環境保全監視グループ、東部環境保全監視グループ、西部環境保全監視グループ、南部環境保全監視グループ及び南西部環境保全監視グループ、堺市環境局環境保全部環境指導課、岸和田市環境部環境保全課、豊中市環境部環境政策室、池田市市民生活部環境にやさしい課、泉大津市市民産業部生活環境課、貝塚市環境生活部環境政策課、枚方市環境保全部環境公害課、八尾市経済環境部環境保全課、泉佐野市生活産業部環境衛生課、富田林市産業環境部みどり環境課、和泉市環境産業部環境保全課、柏原市経済環境部環境保全課、羽曳野市都市開発部都市計画課、高石市総務部生活環境課、東大阪市環境部公害対策課、忠岡町住民部生活環境課並びに大阪府環境農林水産部環境管理室交通環境課	

資料：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号の規定に基づく地域の指定」（平成 6 年 10 月 31 日大阪府告示第 1665 号改正：平成 24 年 5 月 22 日大阪府告示第 878 号）

③ 振動に係るもの

振動については、「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号) 及び府条例に基づいて規制されている。それぞれ対象となる地域を指定し、その地域内の工場・事業場、建設作業、自動車等の発生源の種類や地域ごとに、各々の特性に応じた規制が行われている。

《振動規制法に基づく規制》

振動規制法第 3 条第 1 項に基づく指定地域は、和泉市においては、法に基づく地域とされている。

工場・事業場については、指定地域内の表 3-19 に示す特定施設を設置する工場・事業場が対象となり、その規制基準は、表 3-20 に示すとおりである。また、建設作業振動については表 3-21 に、道路交通振動については表 3-22 に示すとおりである。

なお、事業計画地は用途地域の指定がなく（市街化調整区域）、特定工場に係る規制基準では第一種区域に、特定建設作業に係る規制基準では 1 号区域に、道路交通振動の限度では第一種区域に該当する。

《大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制》

府条例に基づく規制地域は、前述の振動規制法第 3 条第 1 項に基づく指定地域に加え、府条例施行規則第 53 条第 2 号の規制に基づく地域が指定されている

工場・事業場については、規制地域内の振動規制法対象の工場・事業場（表 3-19）以外の全ての工場・事業場が対象となり、その規制基準は表 3-20 に示すとおりである（ただし、振動規制法以外の工場・事業場にあっても、電気工作物（電気事業法第 2 条第 1 項第 12 号）又はガス工作物（ガス事業法第 2 条第 10 項）のみを設置する工場・事業場は対象となる）。

表 3-19 振動に係る特定施設（法施行令別表第 1）

1	金属加工機械
イ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ロ	機械プレス
ハ	せん断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
6	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

資料：振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）別表第 1

**表 3-20 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
工場等に係る規制基準**

時間の区分		昼 間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜 間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
区域の区分			
第一種区域		60 デシベル以下	55 デシベル以下
第二種区域 (I)		65 デシベル以下	60 デシベル以下
第二種 区域 (II)	既設の学校、保育所等の敷地 の周囲 50m の区域及び第一 種区域の境界線から 15m 以 内の区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
	その他の区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

1. 「デシベル」とは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についても行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
3. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
4. 振動の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8735 に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又はその変動が少ない場合には、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、百個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。
5. 「第一種区域」「第二種区域 (I)」及び「第二種区域 (II)」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
(振動規制法)
 - 第一種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
 - 第二種区域 (I)：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 - 第二種区域 (II)：都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域

(大阪府生活環境の保全等に関する条例)

- 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
- 第二種区域 (I)：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域 (II) に該当する地域以外の地域
- 第二種区域 (II)：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域

6. 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日ににおいて既に着工されているものを含む。）をいう。
7. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする（府条例）。

資料：「振動規制法に基づく規制基準の設定」（平成 24 年 4 月 1 日和泉市告示第 71 号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

**表 3-21 振動規制法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく
特定建設作業に係る規制基準**

適用	特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業禁止時刻		1日における延作業時間		同一場所における作業期間	作業禁止日
			一号区域	二号区域	一号区域	二号区域		
法・府条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 補装版破碎機を使用する作業（＊） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（＊）	75 デシベル	19～7時	22～6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜日及び休日
府条例	5. ブルドーザー、トラクター ショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業							

備考

1. * : 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2. 振動規制法に基づく区域

一号区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

二号区域：振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、一号区域以外の区域

3. 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく区域

一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域

二号区域：工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち一号区域に該当する地域以外の地域

4. 作業時間等の適用除外：災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

5. 特定建設作業の除外規定：当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。（振動規制法施行令第2条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第52号）

資料：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

表 3-22 振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜 間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

備 考

- 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 2 「第一種区域」、「第二種区域」とは、振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分に掲げる区域をいう。

第一種区域：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

第二種区域：都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分」
(昭和 52 年 11 月 1 日大阪府告示第 304 号)

④ 悪臭に係るもの

悪臭については、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)に基づき、敷地境界線における濃度、排出口における流量又は濃度、排出水中における濃度について大阪府知事により規制地域及び規制基準が定められている。和泉市域に適用される特定悪臭物質濃度の敷地境界線における規制基準は、表3-23に示すとおりである。

また、和泉市に隣接する堺市や岸和田市では、それまでの特定悪臭物質による物質濃度規制から、多種多様な悪臭物質に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数規制へと規制方法が変更されており、工場及び事業場の敷地境界や排出口及び排水口において表3-24に示す臭気指数の規制基準値が定められている。

なお、悪臭の規制方式は、近年、臭気指数規制に移行する傾向にある。

表3-23 悪臭の規制基準（特定悪臭物質濃度の敷地境界線の基準）

特定悪臭物質	規制基準値
アンモニア	1 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm
硫化水素	0.02 ppm
硫化メチル	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm
プロピオノンアルデヒド	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
イソブタノール	0.9 ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10 ppm
スチレン	0.4 ppm
キシレン	1 ppm
プロピオノン酸	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm

表 3-24 悪臭の規制基準（臭気指数の敷地境界線・気体排出口・排水口の基準）

○敷地境界上での臭気指数規制基準（第1号規制） 臭気指数 10
○気体排出口での臭気指数規制基準（第2号規制） (1) 気体排出口の実高さが 15m以上の場合 気体排出口における規制基準は、次式より算出された臭気排出強度 q_t [m³N min] とする。 $q_t = (60 \times 10^9) / F_{max} \quad A = (L/10) - 0.2255$ <p>この式において、 q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (Nm³/min) F_{max} : 『別表』に示す $F(x)$ の最大値で、1単位の臭気排出強度 (1 m³N sec) に対する地上臭気濃度の最大値 (単位: sec/m³N) L : 敷地境界上での規制（第1号規制）基準値 (10) なお、$F(x)$ の算出方法については、別表に示すとおりである。</p>
(2) 気体排出口の実高さが 15m未満の場合 気体排出口における規制基準は、次式より算出された臭気指数 I とする。 $I = 10 \times \log_{10} (K \times H_b^2 \times 10^{L/10})$ <p>I : 排出ガスの臭気指数 K : 排出口の口径の区分ごとに定められた値 排出口の口径が 0.6m未満の場合は、0.69、0.6m以上 0.9m未満の場合は 0.20、0.9m以上は 0.10 とする。 H_b : 周辺建物の最大高さ(m) 周辺建物の最大高さ H_b は 6.7m未満の場合は排出口の実高さの 1.5 倍、6.7m以上 10m未満の場合は 10m、10m以上であって排出口の実高さの 1.5 倍以上の場合は排出口の実高さの 1.5 倍とする。 L : 敷地境界上での規制（第1号規制）基準値 (10) 初期排出高さの算出は、次式による。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ(m)とする。 $H_i = H_0 + 2(V - 1.5)D$ <p>この式において、H_i、H_0、V 及び D は、それぞれ次の値を表すものとする。 H_i : 初期排出高さ(m) H_0 : 排出口の実高さ(m) V : 排出ガスの排出速度(m/sec) D : 排出口の口径(m)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径</p></p>
○排水口での臭気指数規制基準（第3号規制） 臭気指数 26

注) 和泉市に隣接する堺市、岸和田市とともに、上表の規制が行われている。

『別表』

$$F(x) = (1/3.14 \sigma_y \sigma_z) \times \exp(-(He(x)^2/2 \sigma_z^2))$$

この式において、

x : 排出口からの風下距離(m)

σ_y : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出され、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅(m)

σ_z : 環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出され、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅(m)

$He(x)$: 排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ(m)。ただし、次式における

H_i と ΔH_d の和が周辺最大建物の高さの 0.5 倍未満となる場合、0m。

$$He(x) = H_i + \Delta H + \Delta H_d$$

H_i : 初期排出高さ(m)

ΔH : 環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ(m)

ΔH_d : 次に掲げる初期排出高さの区分ごとに算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ(m)

H_i が H_b 未満の場合 : $-1.5H_b$

H_i が H_b 以上 H_b の 2.5 倍未満の場合 : $H_i - 2.5H_b$

H_i が H_b の 2.5 倍以上の場合 : 0

H_b は周辺最大建物高さ(m)

出典：「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)

⑤ 水質に係るもの

水質については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」により、表 3-25 に示す放流水の水質基準値が定められている。

また、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年 10 月 2 日法律第 110 号) 及び府条例により、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制が行われている。

また、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく上乗せ条例により、水質汚濁防止法の一律基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府条例により汚水に係る規制基準を設定して濃度規制を行っている。

表 3-25 放流水の排水基準

1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.1	mg/L以下
4	鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L以下
5	有機燐化合物(バチオ、カバチオ、カバメタン及びバニトロフェニルオバシンゼンホスホリ(別名EPN)に限る。)		1	mg/L以下
6	六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg/L以下
7	砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L以下
8	シアノ化合物	シアノ	1	mg/L以下
9	ポリ塩化ビフェニル		0.003	mg/L以下
10	トリクロロエチレン		0.3	mg/L以下
11	テトラクロロエチレン		0.1	mg/L以下
12	ジクロロメタン		0.2	mg/L以下
13	四塩化炭素		0.02	mg/L以下
14	1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L以下
17	1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L以下
18	1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロパン		0.02	mg/L以下
20	チウラム		0.06	mg/L以下
21	シマジン		0.03	mg/L以下
22	チオベンカルブ		0.2	mg/L以下
23	ベンゼン		0.1	mg/L以下
24	セレン及びその化合物		0.1	mg/L以下
25	1,4-ジオキサン		0.5	mg/L以下 (※10 mg/L以下)
26	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの、当分の間、ほう素50mg/L以下 海域に排出されるもの、当分の間、ほう素230mg/L以下		
27	ふつ素及びその化合物	15 mg/L以下 (海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)		
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200 mg/L以下		
29	水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下		
30	生物化学的酸素要求量		60	mg/L以下
31	化学的酸素要求量		90	mg/L以下
32	浮遊物質量		60	mg/L以下
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5	mg/L以下
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30	mg/L以下
35	フェノール類含有量		5	mg/L以下
36	銅含有量		3	mg/L以下
37	亜鉛含有量		2	mg/L以下
38	溶解性鉄含有量		10	mg/L以下
39	溶解性マンガン含有量		10	mg/L以下
40	クロム含有量		2	mg/L以下
41	大腸菌群数	日間平均	3,000	個/cm ² 以下
42	窒素含有量		120(日間平均60)	mg/L以下
43	燐含有量		16(日間平均 8)	mg/L以下

備考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- ※の1,4-ジオキサンについての排水基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成25年環境省令第3号。以下「改正省令」という。)において、廃棄物最終処分場に係る経過措置(改正省令附則第2条から第5条まで関係)として、既存の一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場については、当分の間、放流水に係る1,4-ジオキサンの基準値を10mg/Lとする。

資料:「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年 総理府・厚生省令第1号)

